

サービスの種類	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
訪問介護	全労済在宅介護サー ビスセンターいまり	伊万里市立花町二四 ○四番地一二	平成一七・四・一
訪問入浴介護	全労済在宅介護サー ビスセンターいまり	伊万里市伊万里町甲 九二番地	平成一七・四・一
	平成一七・四・一		平成一七・二・七

●佐賀県告示第二百七十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があつた。

平成十七年五月九日

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
唐津市社会福祉協議会居宅 介護支援北波多事業所	旧 唐津市北波多徳須恵一四二四 新 番地一	平成一七・三・一二
	唐津市北波多徳須恵一〇九七	

●佐賀県告示第二百七十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があつた。

平成十七年五月九日

佐賀県知事 古川 康

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
全労済在宅介護サービスセン ターいまり	伊万里市立花町二四〇四番地 一二	平成一七・四・一
	伊万里市伊万里町甲九二番地	

●佐賀県告示第二百七十六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第二十一条の十第一項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十七年五月九日

佐賀県知事 古川 康

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
鳥栖市高田町二〇三番地一 番地一	鳥栖市高田町字中の坪二〇五	平成一七・二・七

●佐賀県告示第二百七十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があつた。

平成十七年五月九日

佐賀県知事 古川 康

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
全労済在宅介護サービスセン ターいまり	伊万里市立花町二四〇四番地 一二	平成一七・四・一
	伊万里市伊万里町甲九二番地	

●佐賀県告示第二百七十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第二十一条の十第一項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十七年五月九日

佐賀県知事 古川 康

(一) 指定年月日 平成十七年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 株式会社コムスン

所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号

(三) 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

(三) 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号
 ア 名称 株式会社コムスン多久巣木ケアセンター
 所在地 多久市北多久町大字小侍千二百五十一番地一
 サービスの種類 児童居宅介護
 事業所番号 四一〇〇〇三〇〇〇七二一一四

イ 名称 株式会社コムスン武雄杵島ケアセンター
 所在地 武雄市武雄町大字武雄八千十四番地一
 サービスの種類 児童居宅介護
 事業所番号 四一〇〇〇三〇〇〇七三一一二
 ウ 名称 株式会社コムスン唐津西ケアセンター
 所在地 唐津市鎮西町名護屋四千六百四十一番地一
 サービスの種類 児童居宅介護
 事業所番号 四一〇〇〇三〇〇〇七四一一〇
 ○佐賀県告示第二百七十七号
 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十七条の四第一項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。
 平成十七年五月九日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十七年四月一日
 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
 名称 株式会社コムスン
 所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号
 (三) 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号
 ア 名称 株式会社コムスン多久巣木ケアセンター
 所在地 多久市北多久町大字小侍千二百五十一番地一
 サービスの種類 身体障害者居宅介護
 事業所番号 四一〇〇〇一〇〇〇七四一三八

○佐賀県告示第二百七十八号
 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十五条の五第一項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。
 平成十七年五月九日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十七年三月三十日
 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
 名称 株式会社コムスン
 所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号

イ 名称 株式会社コムスン武雄杵島ケアセンター
 所在地 武雄市武雄町大字武雄八千十四番地一
 サービスの種類 身体障害者居宅介護
 事業所番号 四一〇〇〇一〇〇〇七四一三八

		二	
(一)	事業所番号	四一〇〇〇二〇〇一三三一一五	
(二)	指定年月日	平成十七年四月一日	
(三)	申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 株式会社コムスン 所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号		
	事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号		
(一)	ア 名 称 株式会社コムスン多久巖木ケアセンター 所在地 多久市北多久町大字小侍千二百五十一番地一 サービスの種類 知的障害者居宅介護		
(二)	事業所番号 四一〇〇〇二〇〇一三六一一八		
(三)	イ 名 称 株式会社コムスン武雄杵島ケアセンター 所在地 武雄市武雄町大字武雄八千十四番地一 サービスの種類 知的障害者居宅介護		
(一)	事業所番号 四一〇〇〇二〇〇一三七一六		
(二)	ウ 名 称 株式会社コムスン唐津西ケアセンター 所在地 唐津市鎮西町名護屋四千六百四十一番地一 サービスの種類 知的障害者居宅介護		
(三)	事業所番号 四一〇〇〇二〇〇一三八一一四 指定年月日 平成十七年三月三十日 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 社会福祉法人たちばな会 所在地 藤津郡塩田町大字五百五十四番地一 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号		

		四	
(一)	事業所番号	四一〇〇〇二〇〇〇八八一二九	
(二)	指定年月日	平成十七年三月三十日	
(三)	申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 社会福祉法人ナイスランド北方 所在地 杵島郡北方町大字志久四千五百二十八番地六 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号		
(一)	名 称 知的障害者短期入所事業杏花苑 所在地 杵島郡北方町大字志久四千五百二十八番地六 サービスの種類 知的障害者短期入所		
(二)	事業所番号 四一〇〇〇二〇〇〇七五一三四		
(三)	名 称 知的障害者短期入所事業杏花苑 所在地 杵島郡北方町大字志久四千五百二十八番地六 サービスの種類 知的障害者短期入所		
(一)	事業所番号 四一〇〇〇二〇〇〇七五一三四		
	●佐賀県告示第二百七十九号		
	知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の十一第一項に規定する指定知的障害者更生施設等を次のとおり指定した。		
	平成十七年五月九日		
	佐賀県知事 古川 康		
(一)	指定年月日 平成十七年三月三十日		
(二)	申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 社会福祉法人若楠 所在地 鳥栖市弥生が丘二丁目百三十四番地		
(三)	事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号 名 称 どんぐり村 所在地 神埼郡三瀬村大字杠二千二百三十四番地六十七 サービスの種類 知的障害者通所授産施設		

二
(一)
事業所番号 四一〇〇〇一〇〇一三四四五三五
指定年月日 平成十七年三月三十一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称　社会福祉法人さくら会

所在地 多久市西多久町大字板屋六千五百十九番地一
事務所の名称、所在地、ナニハの種類文部省事務所登録

名 称 知的障害者通所授産施設 SAKUR
所在地 佐賀郡大和町大字久留間三千百七十
事業所番号 四一〇〇〇二〇〇一三五五三一
サービスの種類 知的障害者通所授産施設

◎佐賀県告示第一百八十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成十七年五月九日

佐賀県知事 古川康

佐賀市 施行者の名称

二 都市計画事業の種類及び名称 佐賀都市計画下水道事業 佐

三 事業施行期間

平成二十三年三月三十一日まで

四 地業事業

使用の部分 変更なし

◎佐賀県告示第二百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

道路の種類 及び路線名	区間	道路	の 変更別	幅員	区域
県道 鳥栖停車場 曾根崎線	鳥栖市本鳥栖町字下鳥栖五三七 番一〇地先まで	鳥栖市本鳥栖町字折口四二五番 四地先から	鳥栖市本鳥栖町字都原一五六 ○番四地先まで	鳥栖市曾根崎町字下鳥栖五三七 先から	鳥栖市京町字森園七二二番六地
○番四地先まで	鳥栖市本鳥栖町字下鳥栖五三七 番一〇地先まで	鳥栖市本鳥栖町字折口四二五番 四地先から	鳥栖市曾根崎町字都原一五六 ○番四地先まで	鳥栖市本鳥栖町字下鳥栖五三七 番一〇地先まで	鳥栖市京町字森園七二二番六地
鳥栖市曾根崎町字宇都原一五六	鳥栖市本鳥栖町字下鳥栖五三七 番一〇地先まで	鳥栖市本鳥栖町字折口四二五番 四地先から	鳥栖市曾根崎町字都原一五六 ○番四地先まで	鳥栖市本鳥栖町字下鳥栖五三七 番一〇地先まで	鳥栖市京町字森園七二二番六地
八・六	三・六・五	一・五・一	一・八・二	一・〇・一	四・一・六
五・七・五・九	二・八・三・六	五・七・六	二・八・三・六	二・八・三・六	延長メートル

で佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年五月九日

佐賀県知事 古川康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 鳥栖停車場曾 根崎線	鳥栖市京町字森園七二二番六地先から 鳥栖市本鳥栖町字下鳥栖五三七番一〇地先まで 鳥栖市本鳥栖町字折口四二五番四地先から 鳥栖市曾根崎町字宇都原一五六〇番四地先まで	平成一七・五・九

●佐賀県告示第二百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次とおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十七年五月九日から平成十七年六月八日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年五月九日

佐賀県知事 古川康

県道 九千部山公 園線		道路の種類 及び路線名	区間 の 変更前	道路の 区 域
前		鳥栖市河内町字竜目一六七九番 九地先から 番三二地先まで	後	メートル員幅 メートル延長
一五・二	四四・六	鳥栖市河内町字東十郎一六三八 九地先から 番三二地先まで	一五・二	四八・〇
		鳥栖市河内町字竜目一六七九番 九地先から 番三二地先まで	一九二・一	

●佐賀県告示第二百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次とおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十七年五月九日から平成十七年六月八日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年五月九日

佐賀県知事 古川康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 九千部山公園線	鳥栖市河内町字竜目一六七九番九地先から 鳥栖市河内町字東十郎一六三八番三二地先まで	平成一七・五・九

●佐賀県告示第二百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区域を表示した図面は、平成十七年五月九日から平成十七年六月八日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年五月九日

佐賀県知事 古川康

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 域	変更前 後の別	幅 員 メー ル	延 長 メー ル
佐賀郡富士町大字小福川字寺田 一(1)七番一地先から 佐賀郡富士町大字上熊の三井湯 の原二(1)一一番三地先並び 佐賀郡富士町大字小福川字トの 原八五一一番一地先から 佐賀郡富士町大字上熊の三井湯 の原二(1)一一番一地先並び	後	四四・一 八・〇 一一・一 一一・八	一 一 一 一	一 一 一 一
松尾湯の原 佐賀郡富士町大字小福川字寺田 一(1)一七番一地先から 佐賀郡富士町大字上熊の三井湯 の原二(1)一一番一地先並び	前	一七・四 一 一一・八	一 一 一	一 一 一
松尾湯の原 佐賀郡富士町大字小福川字寺田 一(1)一七番一地先から 佐賀郡富士町大字上熊の三井湯 の原二(1)一一番一地先並び	後	四四九・一 一 一	一 一 一	一 一 一

○ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成17年6月14日までさが元氣ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成17年5月9日

佐賀県知事 古 川 康

平成17年1月21日付け佐賀県公報第12558号で公告の大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出については、次のとおり取り下げられました。

平成17年5月9日

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ佐賀南店
佐賀市南佐賀一丁目22番1号
- 取下げを行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
マックスバリュ九州株式会社
代表取締役 坂野 邦雄
福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号
- 取下げ年月日
平成17年4月13日

- 申請に係る特定非営利活動法人
 - 名称 特定非営利活動法人 ぬくもり会
 - 代表者の氏名 山内 義晃

平成17年5月9日

佐賀県知事 古川 康

役職名	氏名	住所	就退任年月日
理事	橋本 陸男	佐賀市金立町大字千布533番地	平成17年3月31日退任
"	横尾 照貳	" " "	1446番地
"	古川 恵久	" " "	2029番地
"	内村 俊男	" " "	2416番地
"	徳島 宗明	" " "	3494番地
"	徳島三津次	高木瀬町大字長瀬2173番地	"
"	遠藤 敏朗	佐賀郡大和町大字久池井299番地の1	"
"	大石 正文	佐賀市金立町大字金立3315番地	"
"	牟田 傳	" " "	1054番地1
"	牟田 勝	" " "	1747番地
"	坂田 虎巳	" " "	2531番地2
"	馬渡勝太郎	" " "	2378番地
"	増田 寛	" " "	1741番地2
"	土山 静雄	" " "	2615番地27
"	丸内 卯三	" " "	1859番地2
"	丸内 卯三	" " "	564番地7
"	田中 安次	" " "	100番地
"	吉ヶ江良光	" " "	558番地2
"	永渕 肇	" " "	169番地
"	田淵 安夫	" 久保泉町大字下和泉212番地	"
"	宮地 勝磨	" 兵庫町大字淵3063番地	"
監事	永渕 利己	高木瀬町大字長瀬243番地	"
"	林 和夫	金立町大字千布2639番地	"
"	大林 義功	" " " 2306番地	"
"	水町 順耳	大字金立2917番地	"

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、久保泉土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

平成17年5月9日

第12601号

佐賀県知事 古川 康

"	井手 義信	"	"	大字下和泉2837番地1	平成17年4月1日就任
---	-------	---	---	--------------	-------------

役職名	氏名	住所	就退任年月日
理事 城野 義信	佐賀市久保原町大字川久保4128番地2	平成17年3月31日退任	
" 宮崎 惣助	" " " 2番地	"	
" 武富 政敏	" " " 2473番地2	"	
" 千住 弘道	" " 大字上和泉301番地	"	
" 徳島 秀義	" " " 2530番地2	"	
" 宮地 忠雄	" " " 1967番地1	"	
" 山崎 政敏	" " 大字下和泉1063番地	"	
" 富永 芳夫	" " " 729番地	"	
" 下村 敏之	" " " 2431番地	"	
監事 署 不二男	" " 大字川久保4418番地1	"	
" 井手 義信	" " 大字下和泉2837番地1	"	
理事 城野 義信	" " 大字川久保4128番地2	平成17年4月1日就任	
" 宮崎 惣助	" " " 2番地	"	
" 武富 政敏	" " " 2473番地2	"	
" 境 肇吉	" " 大字上和泉1316番地1	"	
" 千住 弘道	" " " 301番地	"	
" 徳島 秀義	" " " 2530番地2	"	
" 宮地 忠雄	" " " 1967番地1	"	
" 山崎 政敏	" " 大字下和泉1063番地	"	
" 富永 芳夫	" " " 729番地	"	
" 下村 敏之	" " " 2431番地	"	
監事 署 不二男	" " 大字川久保4418番地1	"	
" 三好 善清	" " 大字上和泉1279番地1	平成17年4月6日就任	

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、北陵安町
土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

平成17年5月9日

佐賀県知事 古川 康

役職名	氏名	住所	就退任年月日
理事 最所 達	三養基郡みやき町大字中津隈3881番地	平成17年3月31日退任	
" 最所 一之	" " " 2181番地の2	"	
" 小池 正保	" 大字西島166番地	"	
" 木下 公一	" 大字東尾2337番地第1	"	
" 宮原 弘之	" " " 504番地	"	
" 宮原 宏典	" " " 2145番地	"	
" 宮原 宣民	" " " 1881番地	"	
" 井上十四三	" 大字江口1275番地	"	
" 古賀日出生	" " " 1421番地	"	
" 赤司 行右	" " " 1854番地1	"	
" 田中 壽治	" " " 2315番地	"	
" 藤井 忠夫	" " " 2124番地の4	"	
" 松尾 新	" " " 2765番地の1	"	
" 執行 輝	" 大字白壁3357番地	"	
" 白水正史郎	" " " 975番地	"	
" 武田 安正	" " " 1263番地	"	
" 鶴崎 恒夫	" " " 285番地	"	
" 田中 市三	" 大字中津隈2638番地	"	
監事 最所 誠	" " " 4025番地	"	

平成17年5月9日(月)

" 最所 錄	" 大字東尾410番地 1	"	
" 西村 義晴	" 大字江口1335番地	"	
" 寺崎 正之	" 大字白壁976番地	"	
理事 原 勝利	" 大字中津隈3930番地 1	平成17年4月1日就任	
" 岩橋 泰治	" " 2962番地	"	
" 田中 市三	" " 2638番地	"	
" 小池 正保	" 大字西島166番地	"	
" 権藤 清	" 大字東尾3096番地	"	
" 宮原 一義	" " " 2949番地	"	
" 宮原 宏典	" " 2145番地	"	
" 牛島 敏行	" " 1186番地第2	"	
" 大曲 富雄	" 大字江口1342番地の10	"	
" 古賀 博之	" " 1501番地	"	
" 田中 緒治	" " 2315番地	"	
" 岩永 治己	" " 2264番地	"	
" 榛枝 昇	" " 3504番地の1	"	
" 鶴崎 和志	" 大字白壁2981番地	"	
" 中山 嚢	" " 797番地	"	
" 武田 安正	" " 1263番地	"	
" 本村 一	" " 390番地の2	"	
監事 中尾 光敏	" 大字中津隈3934番地	"	
" 寺田 翔	" 大字東尾2102番地	"	
" 末永 秋雄	" 大字江口2045番地	"	
" 北原 源治	" 大字白壁1079番地	"	

改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

平成17年5月9日

佐賀県知事 古川 康

役職名	氏名	住所	就退任年月日
理事	川崎 節郎	杵島郡白石町大字横手2163番地	平成17年3月8日退任
"	川崎 滿男	" " " 1471番地2	平成17年4月2日就任

○人事委員会事項

佐賀県が公平委員会の事務を受託してこの地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を以て公布する。

平成十七年五月九日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂谷尚久

●佐賀県人事委員会規則第十一号

佐賀県が公平委員会の事務を受託してこの地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

佐賀県が公平委員会の事務を受託してこの地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年佐賀県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表の多久市の本府の市長部局（会計課を含む）の項中「課長」を「部長」、課長 総務部経営統括室長に、「秘書係長」を「秘書広報係長」に改め、同表の多久市の教育委員会事務局の項中「教育次長」を「教育部長」に改め、

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、白石土地

同表の多久市の出先機関の項中

福祉事務所	所長
惠光園	園長

「
福祉事務所 所長
」に

改め、同表の多久市の出先機関の市立病院の項中「総看護婦長」を「総看護師長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年五月九日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

●佐賀県人事委員会規則第三十二号

調整手当に関する規則の一部を改正する規則

調整手当に関する規則（昭和四十五年佐賀県人事委員会規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

		都道府県	支給地域	支給区分	支給割合
		東京都	特別区	甲地	百分の十二
福岡県	大坂府	府中市	甲地	甲地	百分の十
福岡市	大坂市	甲地	甲地	甲地	百分の十

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の調整手当に関する規則の規定は、平成十七年四月一日から適用する。

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

佐賀県人事委員会
委員長 蜂 谷 尚 久

●佐賀県人事委員会規則第三十三号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年佐賀県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「第十八条から第二十条の二まで」を「第十九条」に改め、「第二十二条」の下に「（第五号を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

申購
込読
先料

一か年二八、八〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十七年五月九日
佐賀県知事 古川康行

印刷定日 毎週月曜日
株古川総合印刷